

## 雇用のミスマッチ解消と職業紹介所の役割

財団法人 産業雇用安定センター

岩手事務所所長 山口 豊彦



最近の雇用失業情勢は、全国では完全失業率は4%台で推移し、有効求人倍率は着実に回復し、1倍を超える地域が増えるなど、厳しさが残るものの改善が進んでおります。しかし、地域によっては改善の程度に大きな格差が見られます。

岩手においては、一部の産業では事業拡大に伴う雇用増加の動きが見られますが、大半の産業では依然として雇用拡大に慎重な姿勢がうかがわれ、県内の有効求人倍率は0.5倍台に留まっております。

このような状況で、企業が求める人材のニーズがかみ合わない、いわゆる雇用のミスマッチにより採用に至らないケースが多く見受けられ、課題となっています。

ミスマッチの内容は、職種、年齢、技能、賃金が折り合わない等のケースがありますが、これらの事例は従来から見られるものでしたが、かつて高度経済成長期には大半の産業で人手不足状態が続き求職者側の売り手市場であったものが、バブル経済崩壊後、企業の人件費抑制、リストラ等により人材の需給バランスが逆転し、企業側の買い手市場になったことと、技術革新、産業構造の変化、経済のグローバル化等により、企業の体質が変わらざるを得なくなり、採用基準が厳しくなったことも大きく影響していると思われます。

現在、雇用のミスマッチ解消に向けて国の主導により各種対策が行われております。

主な対策を挙げますと、行政と民間職業紹介機関の連携による求人情報の提供や、個人の職業能力をレベルアップさせるシステムの整備、中高年齢者等の雇用環境整備、他にも就業形態の多様化に対応した環境整備や、労働者派遣制度、職業紹介制度の見直しによる参入拡大などがあります。これまで主に国が直営で行ってきた職業紹介業務が民間に開放されると、それぞれの情報を共有・拡充してインターネット等で広く提供することにより、求人・求職の結合アップが期待されるところです。

これらの雇用環境整備の進展と求人情報・紹介あっせん機会の拡大により、採用企業と求職

者が本来の希望が叶えられるように、行政、企業、労働者、関係機関がそれぞれの立場で努力していくことが大切ではないかと思われます。

次に、民間無料職業紹介所として勤労者等の失業者予防等、雇用の安定確保と産業経済の発展に資することを目的に活動している産業雇用安定センターの紹介をいたします。

(財)産業雇用安定センターは昭和62年に政府の“30万人雇用開発プログラム”の一環として当時の労働省と経済・産業団体の協力により、出向・移籍の専門機関として発足いたしました。

日本の経済は近年、国際化を背景とした産業構造の変化の中で、大規模なリストラを実施し、また、廃業・倒産にいたる企業も多く雇用失業情勢は今なお厳しい状態で推移しています。このような状況の中で当センターは、経済・産業団体、厚生労働省との密接な連携の下に「失業なき労働移動」の課題に取り組み、その実現を目指し、全国的なネットワークで出向・移籍のあっせん等に努力しております。事業内容は次のとおりです。

### 出向・移籍等支援事業

人材の送受入情報を該当企業、関係機関・団体等から収集・登録を行い、双方の企業に提供・紹介を行い、出向・移籍の成立を図る。

### 一般在籍労働者無料職業紹介事業

一般在職労働者で転職を希望している方に対して、職業相談・紹介を行う。

### 雇用再生集中支援事業

不良債権処理の加速化に伴う雇用面への影響に対処するため、対象者、事業主等に対する相談や、実践的教育訓練の実施、民間活用再就職支援の実施、個別求人開拓の実施、奨励金の申請受付を行う。

当センターでは、皆様方のご期待、ご要望に応えるべく、なお一層努力してまいりますので、今後とも関係各位の更なるご協力をお願いいたします。

## 地域中小企業振興に関する要望書を県知事に提出

去る9月7日、今年6月に県内9地域で開催した「組合代表者との地区別懇談会」等において討議された中小企業並びに中小企業組合が直面する重要かつ緊急な諸問題を取りまとめ、「地域中小企業振興に関する要望書」として、県知事に提出しました。

知事には、鈴木会長、池野・谷村・阿部副会長、佐藤理事兼事務局長、後藤事務局長の6名が面会し、直接要望を行いました。

要望事項は以下のとおりです。



写真は右から酒井商工労働観光部長、増田知事、山本商工企画室長、沢田産業振興課担当課長

### 「地域中小企業振興に関する要望書」

#### 1. 地域活力の維持・向上

- (1) 地域雇用への影響が甚大なことから、平成18年度の県工事については一定の水準を維持し、かつ地域のバランスを考慮した計画的な発注を行うこと。
- (2) 自動車関連産業への参入を促進するための各種支援策を継続するとともに、これに専門に対応するセクション(例:自動車産業課)の設置など、支援体制を集約化し、より強化すること。
- (3) 県内企業の振興と県勢発展のため、地産地消の推進を県民運動としてさらに活発化するとともに、地域ブランドの確立を促進し、県外商圈拡大に向け競争力の強化を図ること。

#### 2. 県内中小企業に対する官公需の発注

- (1) 入札資格、指名基準について更なる見直しを行い、県内中小企業への優先発注を促進すること。併せて県産資材・役務の使用特記(仕様書に明記)の徹底を図ること。
- (2) 県内中小企業の育成のため、随意契約の積極的な活用を行うとともに、官公需適格組合制度について県内各市町村に対し周知を徹底すること。
- (3) 官公需発注は、県内中小企業が応札できるよう分離・分割発注の一層の促進を図るとともに、最低制限価格制度を厳守すること。また、下請企業が不当な取引条件を強いられることが無いよう下請発注の適正化について調査し、実効ある指導を行うこと。
- (4) 指定管理者制度の施行に際しては、中小企業組合及び地元中小企業へ積極的に委託すること。

### 3. 中心市街地活性化支援の強化

- (1) 快適な生活環境の確保と地域経済社会の健全な発達のため、大規模小売店舗による長時間営業の規制やナショナルチェーンの商店街組織への加入を盛り込んだ県条例を制定すること。
- (2) 県は全県土を対象とした「土地利用マスタープラン」を作成し、商工団体や住民団体等の代表からなる「県まちづくり推進協議会(仮称)」を設置して意見を聴取し、調整機能を発揮すること。
- (3) 中心市街地及び郊外大型店立地地域の固定資産税の課税評価額について、不公平感が広がっていることから、見直しに向けて国に対し働きかけを行うこと。

### 4. リサイクル材の活用支援の強化

県内の再生資源業者が開発したリサイクル材の「活用5ヵ年計画」を策定するとともに、県が率先して活用・普及に取り組むこと。

### 5. 組合関係補助金の効果的運用

- (1) 即時即応型のニーズに対応できるよう年度途中での補助事業の利用等、補助金制度の運用について一層の弾力化を図ること。
- (2) 県産木材の利用拡大に効果のあった「木の香る環境共生住宅促進事業」を継続すること。

### 6. 信用保証枠の拡大による金融支援の強化

岩手県信用保証協会への財政援助を引き続き持続するとともに、県内中小企業の担保力の目減りによる資金調達力低下を補うため、保証枠拡大について配慮すること。

### 7. 中央会事業費の確保

岩手県中小企業団体中央会を中小企業連携の中核的支援機関として位置付けを確立し、以下の事業についてその事業費を確保すること。

県内各街区の優良店を選出し、ウェブ上で紹介するとともに、優良店同士の連携による経営ノウハウの普及・後続優良店の創出を図るための「一丁目一番店事業」

福祉介護関係への事業転換・進出を図る建設業者と県立大学社会福祉学部・看護学部及び高齢福祉社会対応型の街づくりを目指す商店街の三者の連携による「産・学・街スクラム事業」

仙台圏をターゲットとしたマーケティング活動を行い、本県で生産・製造される食品の販売チャンネル開拓等の支援を行うための「仙台圏市場開拓事業」

業界ごとの課題抽出とそれを踏まえた振興策を確立するための「業界診断事業」

県内の組合及び組合員企業が扱う優良な商品の販売チャンネルとしてショップを開設し、大手バーチャルモールへの出店を本会が取り次ぐ「ネット販売事業」

組合事業の円滑な推進及び経営力向上等を図るため、本会指導員・職員等を長期間現地へ派遣・滞在し指導する「指導員等長期派遣事業」

ものづくり産業のポテンシャルを高めるため、高度熟練技術・技能の伝承の支援若しくは映像のデータ化による保存等を行う「ものづくり技術・技能伝承支援事業」

**第 57 回中小企業団体全国大会 札幌にて開催される**



去る 9 月 15 日、北海道札幌市「札幌ドーム」において、第 57 回中小企業団体全国大会が開催されました。大会は、経済構造が激変する中であって、連携の力により新しい分野、未開拓分野にフロンティアスピリットをもって積極的に取り組もうという姿勢を広く共有するため、『北の大地で誓おう フロンティア精神 組織の力』をキャッチフレーズに、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の強化充実を訴え、組合等の連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的に開催。

大会には、本県からの参加者 62 名を含め、全国各地から中小企業団体関係者 8,232 名が参加し、中小企業が直面する『重要課題 13 項目』の議案について決議が採択されたほか、渡邊廣人 大分県中央会会長、菊地功 栃木県中央会会長、岩井滉 北海道中央会副会長による意見発表が行われました。

また、優良組合 38 組合、組合功労者 72 名、中央会優秀専従者 17 名が表彰され、本県からは、優良組合として「協同組合日専連久慈」、組合功労者として「畠中潤一郎氏（協同組合日専連一関理事長）」がそれぞれ表彰されています。

今回で 57 回を数える本大会は、政党代表、所管行政庁、関係機関等から多数の来賓の臨席を得たほか、小泉純一郎内閣総理大臣をはじめとして各方面から多くのメッセージが寄せられ、最後に決議事項の早急な実現を求める「大会宣言」が採択されて盛会裏に終了しました。

なお、次回の「第 58 回中小企業団体全国大会」の開催地は「東京都」に決定しています。



クラーク博士像前での記念撮影

**第 57 回中小企業団体全国大会スローガン**

中小企業連携組織対策予算の確保・充実	中小企業の活力を増進する組合制度の見直し
政府系中小企業金融機関の機能の維持・強化	景気・経営環境に配慮した税制の見直し
まちづくり推進のための新たな枠組みの構築	中小企業を重視した労働・教育改革



## 岩手県からの受彰組合及び組合功労者

### 【優良組合】

#### 協同組合日専連久慈

理事長 佐々木伸一  
設立年月日 昭和27年7月7日  
組合員数 24人



### 【組合功労者】

#### 畠中 潤一郎 氏

協同組合日専連一関  
理事長



## 決議された13の重点項目

### 1. 景気対策、中小企業対策の充実・強化

我が国経済の活力の源泉である中小企業が景気回復を実感できるよう適時・適切な景気対策を実施すること。

中小企業が新連携、新事業展開、産学官連携に果敢に取り組んでいけるよう、中小企業対策予算の大幅増額など中小企業対策全体を拡充すること。

### 2. 中小企業連携組織対策の確保・充実と中小企業組合制度見直しへの適切な対応

中小企業連携組織対策は、全国いたるところの中小企業が事業協同組合等の「連携組織」に結集して取り組む経営革新、新事業展開等を全面的に支援するものであり、中小企業対策の重要な柱である。したがって、国及び都道府県が一体となって実施する中小企業連携組織対策を確保・充実するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導體制を整備・強化すること。また、中小企業組合制度見直しに向けた検討に当たっては、既存組合に与える影響や既存組合が有する真のニーズを十分把握し適切に対応すること。

### 3. 中小企業金融対策の充実

長期にわたり厳しい経営を強いられている中小企業を金融面から支援するため、政府系中小企業金融機関の機能の維持・強化、信用補完制度の適正な見直し、担保・保証に過度に依存しない融資の推進など中小企業金融対策を充実すること。

### 4. まちづくり推進のための新たな枠組みの構築と中小商業・物流業・サービス業振興対策の強化

コンパクトで暮らしやすくにぎわいのあるまちづくりを理念とする「まちづくり推進のための新たな枠組み」を早急に構築すること。また、商店街をはじめとする商業集積の整備と個店づくりへの支援を強化すること。

中小卸売業、中小運輸業について、経営環境の変化に対応するための支援を拡充強化すること。また、新たなサービスの創出や生活衛生関係サービス業の支援策を充実・強化すること。

### 5. 景気・経営環境に配慮した税制の見直しと中小企業関係税制等の充実・強化

税制の見直しは、中小企業を取り巻く景気や経営環境を十分配慮し、慎重に対応すること。

中小企業と、その支援組織である中小企業組合の経営基盤の強化と積極的な事業展開等を促進するため、税負担の軽減と中小企業関係税制等の充実・強化を図ること。

## 6. 円滑な事業承継を可能とする税制の充実

中小企業において、後継者に円滑に事業を承継することができるよう、事業承継税制を充実すること。

## 7. 中小企業を重視した労働・教育政策の展開

定職を持たないフリーターやニート(若年無業者)が急増している現状にかんがみ、若年者の職業観や勤労観を育てるキャリア教育の充実、中小企業とふれあう実践的な教育の強化、日本版デュアルシステム(座学と企業実習を組み合わせた教育訓練)の導入促進、就業対策の強化などを図ること。

また、中小企業の人材育成や技術・技能の継承等に対する支援を強化すること。

労働時間規制の見直し、労働契約法制の検討は、中小企業に対する規制強化にならないよう、中小企業の実態を十分踏まえて行うこと。

最低賃金制度は、産業別最低賃金の廃止や地域別最低賃金の改定のあり方を含め、抜本的な見直しを行うこと。

さらに、事業主団体を活用した実効性のある次世代育成支援対策(少子化対策)や、雇用保険三事業や各種助成金制度の抜本的な見直しなどを行うこと。

## 8. 社会保障制度改革に関わる企業負担の抑制

社会保障制度の見直しに当たっては、労使折半である厚生年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険の適用対象の拡大や保険料率の引上げによる企業負担の増加が、中小企業の経営を阻害することがないように、十分に留意すること。

## 9. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」(官公需法)に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、中小企業者の受注機会の増大を図るため、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図ること。

## 10. 不当廉売の防止及び下請取引の適正化等の強化

中小企業者に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示、過大な景品提供行為に対し、国は、監視・監督機能のさらなる強化を図り、迅速かつ厳正に対処するとともに、一層効果的な措置を講ずること。

また、親事業者の優越的地位の濫用等による不公正取引が依然として後を断たないことから、下請中小企業が不当なしわ寄せを受けないように、下請取引の一層の適正化を図ること。さらに、下請中小企業が下請取引環境の変化に対応できるよう、実効ある経営基盤強化策を講ずること。

## 11. 信用組合に対する支援の充実

地域・中小企業金融において重要な役割を果たしている信用組合が、相互扶助による協同組合組織の金融機関として、今後ともその機能を有効に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

## 12. 環境・リサイクル対策の支援強化

今日的かつ社会的課題である環境・リサイクル問題に中小企業及び中小企業組合が迅速かつ的確に対応するため、国及び地方公共団体は、予算・金融・税制等を始めとする各種支援策を強化するとともに、政府系中小企業金融機関は、環境・リサイクル関連の融資制度を拡充すること。

## 13. 組合等を中心としたIT対応支援策の拡充

中小企業が経営革新を推進し、経営基盤の強化を図るためにはITの活用は不可欠であるにもかかわらず、利活用が進む大企業との格差は一層の拡大を見せている。このため、中小企業における情報担当者の育成、組合等が行う電子商取引システム開発等への支援を拡充するとともに、行政の電子化に伴う中小企業者の対応支援のほか、個人情報保護法への対応、セキュリティ対策に対する一層の支援拡充を図ること。

## 第1期 中小企業連携促進懇談会を開催



中央会は、組合をはじめとする中小企業連携組織に対し、その設立から事業運営まで広範な支援を行っております。

中小企業連携組織は、中小企業が厳しい経済環境の中で新たな発展を目指し新事業の開発や新市場の開拓に取り組むのを強力にバックアップするとともに、自らも創業や経営革新の推進に積極的に取り組んでおります。

これからの中小企業の企業間連携で注目されているのが、異業種が連携して相互の経営資源の強みを活かした“新たな取り組み”により市場開拓を行う“**新連携**”です。

この新連携（中小企業新事業活動促進法では「異分野連携新事業分野開拓」といいます）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます）を有効に組み合わせ、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。（法律第2条第7項抜粋）

本年度、中央会では、新連携による中小企業連携支援を懇談テーマに設定し9月、11月の2期に分けて、中小企業連携促進懇談会を開催することといたしました。

### 『中小企業連携促進懇談会』

第1期は、9月22日の盛岡広域地区を皮切りに3地区において、中小企業連携促進懇談会を開催いたしました。懇談会には、各地方振興局をはじめ、市町村、商工会議所、商工会、広域指導センター等の商工業支援機関関係者が出席し、各管内における中小企業の企業間連携の現状や活動状況等について情報・意見交換を行いました。

本年度の懇談テーマ 『**地域中小企業の新たな連携による事業展開について**』

#### 事例とその支援メニュー

戦略的連携強化指導事業（中央会支援事業）

「グリーン・ツーリズム等を活用した観光産業連携事業化プランの策定」等

事業系廃棄物循環ビジネス創出事業（岩手県補助事業）

「廃プラスチックの一種である廃ペットボトルを原材料として商品化するための研究開発・マーケティング調査・事業化プランの策定」

新事業商品化支援事業（岩手県補助事業）

「発芽植物等を主材料とした加工食品の開発」

新連携サービス創出事業（岩手県からの受託事業）

「温泉旅館等の新連携観光ビジネス・モデル構築事業」

「漆の新用途開発・工業製品等における各部品への活用方途について研究」

各機関からは、企業間連携の他、創業・起業支援、グリーン・ツーリズム、来春施行予定の新会社法等について意見が交わされました。

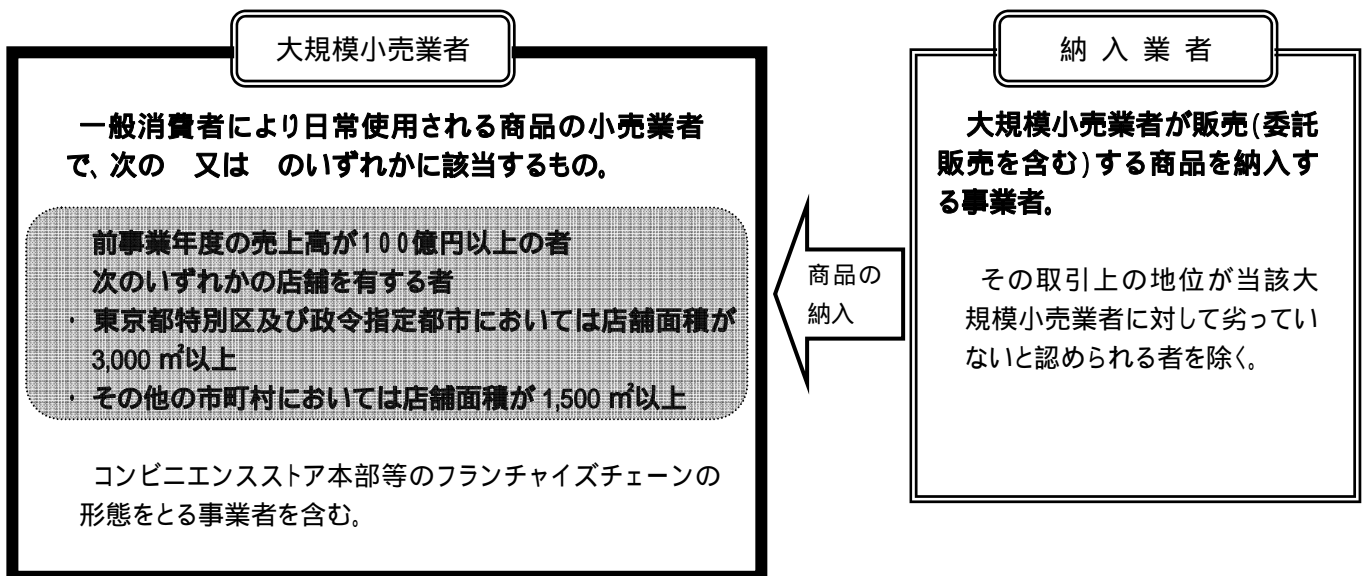
また、各機関の事業やノウハウを組み合わせた複合的な中小企業連携支援機能の強化、商工以外の部門との横断的なネットワークの構築が必要であり、関係機関相互の一層の協力を確認し、第1期の懇談会を締めくくりました。

「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」について

公正取引委員会は、百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、コンビニエンスストア本部等の大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項の規定に基づき、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」について指定し、平成17年5月13日付けの官報にて告示しました。

この「大規模小売業告示」は、平成17年11月1日から施行される予定となっています。そこで、本項ではその概要とポイントについてご紹介します。

【規制の対象となる大規模小売業者の取引】



【禁止される大規模小売業者の行為】

**不当な返品（第1項）**

納入業者から購入した商品を返品すること。

<具体例>  
セール終了後に売れ残った商品を返品すること

**【例 外】**

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がある場合
- ・ 一定の条件を満たす返品条件付取引の場合
- ・ 納入業者の同意を得て、通常生じる損失を大規模小売業者が負担する場合
- ・ 納入業者から返品の出があり、かつ、当該返品が納入業者の直接の利益となる場合

**不当な値引き（第2項）**

商品購入後に納入価格の値引きをさせること。

<具体例>  
商品購入後における月末又は期末の在庫調整のために値引きをさせること

納入業者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。



### 不当な委託販売取引（第3項）

正常な商習慣に照らして著しく不利益となるような条件で、自己等と委託販売取引をさせること。

### 特売商品等の買ったたき（第4項）

特売等の用に供する商品について、自己等に対する通常の納入価格と比べて著しく低い価格を定めて納入させること。

#### <具体例>

セール用の商品について、一方的に納入業者の仕入価格を下回る価格で納入させること

### 特別注文品の受領拒否（第5項）

プライベート・ブランド商品など、特別の規格等を指定して注文した後で、その商品の受領を拒むこと。

#### <具体例>

PB 商品を発注後、需要の見通しが変わったために同商品の受領を拒否すること

#### 【例 外】

- ・ 納入業者の責めに帰すべき事由がある場合
- ・ 納入業者の同意を得て、通常生じる損失を大規模小売業者が負担する場合

### 押し付け販売等（第6項）

正当な理由がある場合を除き、納入業者が希望しないにもかかわらず、自己の指定する商品を購入させ、又は役務を利用させること

#### <具体例>

仕入担当者が中元商品、歳暮商品を購入させること

### 納入業者の従業員等の不当使用等（第7項）

自己等の業務に従事させるため、納入業者の従業員等を派遣させ、又は自己等が雇用する従業員等の人件費を負担させること。

#### <具体例>

棚卸し業務に従事させるため、派遣に必要な費用を負担することなく、納入業者に従業員を派遣させること

店舗の新規オープンのために自らが雇用した従業員に係る人件費を納入業者に負担させること

#### 【例 外】

- ・ あらかじめ納入業者の同意を得て、納入業者の納入商品の販売業務（その従業員が大規模小売業者の店舗に常駐している場合は、当該商品の販売業務及び棚卸業務）に従事させる場合
- ・ 派遣条件についてあらかじめ納入業者と合意し、かつ、派遣に通常必要な費用を負担する場合

### 不当な経済上の利益の收受等（第8項）

納入業者が本来提供する必要のない金銭等を提供させること。

納入業者の得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭等を提供させること。

#### <具体例>

自己の決算対策のために協賛金を提供させること

広告費用として、実際に要した費用を超えて協賛金を提供させること

### 要求拒否の場合の不利益な取扱（第9項）

納入業者が から の要求に応じないこと理由に、代金の支払遅延、取引の停止等の不利益な取扱いをすること。

### 公正取引委員会への報告に対する不利益な取扱（第10項）

納入業者が から の事実を公正取引委員会に知らせ、又は知らせようとしたことを理由に、代金の支払遅延、取引の停止等の不利益な取扱いをすること。

## 市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課基準係では、「市町村と事業協同組合との一般廃棄物処理業務の契約」に係る「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条第3号の解釈について、平成17年5月16日付けで通知を発しています。

それによると、事業協同組合が市町村との間で一般廃棄物の処理に係る契約を締結し、事業協同

組合に所属する組合員に業務処理を割り振って、組合が当該処理業務を実施する場合には、その組合に所属する組合員をその処理業務の実質的な「受託者」として取り扱うことが可能であれば、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第4条第3号に抵触しません。同課によれば、都道府県を通じて全ての市町村にその情報が提供されているとのことです。

### <参考条文> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」

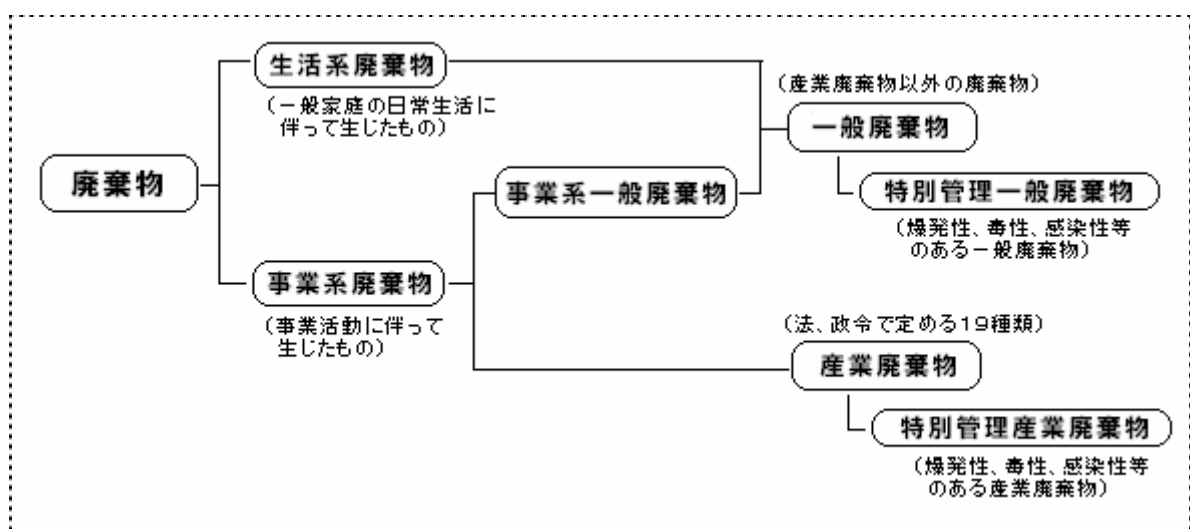
(一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準)

第4条 法第6条の二第2項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分(再生を含む。)を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

1. 受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。
2. 受託者が法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること。
- 3. 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。**

### 一般廃棄物とは ~ 廃棄物の体系について ~

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」によって規定され、概ね以下のように体系化されています。



このように、廃棄物は「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大きく分類することができます。

「産業廃棄物」は、企業の事業活動に伴って排出される廃棄物、建物の建設・解体や建設現場から出る廃棄物のことを指し、「一般廃棄物」とは、家庭から排出される生ゴミや生活ゴミ、事務所から出される紙ゴミや飲食店からの生ゴミなどの産業廃棄物以外の廃棄物を指します。

第20回 住田町

**- Town Information -** 面積の90%が森林という、森の町「住田町」は、戦後、拡大造林された地域であり、良質の「気仙杉」の生産地として知られています。また、匠の誉れの高い気仙大工の技を伝える町としても有名な町です。

町では、この財産を活かして「気仙杉」のブランド化に向けた事業を積極的に推進し、生産から加工までを一貫体制にすることで、厳しい現状にある国内林業の中で着実に実績を伸ばしています。

また、豊かな森林に囲まれた地勢を活かし、牛・養豚・ブロイラーなどの食肉生産のほか、シイタケや収益性の高いイチゴなどの生産に力を注いでいます。



メモ 人口 7,172人 面積 33,483km<sup>2</sup>  
URL <http://www.town.sumita.iwate.jp/>

「気仙杉」のブランド化を担う協同組合

気仙地域で生産される「気仙杉」は、木肌のツヤの良さと温かな手触りで品質に定評があり、丈夫で長持ちする建築材として、全国各地で高い評価を得ています。

その生産加工を担うのは、平成6年に地域の建設業者と工務店によって設立された「けせんプレカット事業協同組合」です。それまで手作業で行われていた「墨付け」「刻み」などの全工程をコンピュータによりシステム化。生産地での加工作業を高精度・合理化することで、流通コストの大幅な削減を実現しています。また、地元で大規模な加工施設を設置することで地域雇用にも大きく貢献し、大きな経済効果を生み出しています。



気仙プレカット事業(協)のプラント群

また、平成10年に大槌・気仙川流域6市町村の森林組合を中心に設立された「三陸木材高次加工協同組合」では、強度の高い集成材や精度の高い製品を製造するとともに、細かい要求に合わせた寸法や多様化するニーズに対応する技術力を提供しています。さらに、平成13年度には、「三陸木材高次加工(協)」へラミナを供給することを目的に「協同組合さんりくランバー」を設立し、川上から川下への木材供給体制を整備しました。

これらの加工材と伝統的在来工法を用いた「気仙杉の家」を供給するのは、全国でも珍しい第三セクター方式で経営されている「住田住宅産業株式会社」。良質な建築材と匠として名高い気仙大工の技とともに一貫した生産・供給システムを確立して、「気仙杉」のブランド化を図っています。

このシステムは、全国的にも高い評価を得ており、住田町は流域林業の先進事例としてモデル地域にも指定されています。

プロジェクトSの推進

町では、平成14年4月に、助役を委員長とし町の課長クラスで構成する住田町地域経営研究委員会を立ち上げ、住田町の地域づくりの理念と市町村合併に対する基本的方向を「地域経営に関する研究レポート」にまとめました。このレポートでは、住民と行政が一体、きめ細かい行政対応、農林業・自然共生を基軸とするという今後の「地域づくりの理念」を示し、その理念を踏まえ市町村合併に対する基本的な考え方を「当面は住田町で自立・持続」とし、その結論を成立させるために最重点で取り組まなければならない事業・システム郡を「プロジェクトS」として示しています。(「S」はSumita(住田) Soft(ソフト事業) Sustainable(持続可能)の頭文字です。)

この「プロジェクトS」に含まれる「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクトにおいて、従来の林業・製材業のシステムを維持・発展させるとともに、建設廃材、木屑、間伐材、林地残材等の木質の有機物を原材料として固形化燃料を製造し、燃焼させて熱利用や発電利用を行う木質バイオマスエネルギーの積極的な活用などを通じて、町内の森林や木材の付加価値を高め、「住田町」自身を森林・林業のブランドとするために様々な事業を展開しています。



## 情報連絡員レポート

### 8月分 景況感は依然低水準

#### 全体の概要

前月に続いて、一般機器製造業等一部製造業では回復の動きがみられるものの、その他の製造業及び建設業関連、商店街等の非製造業では、燃料価格の高騰、公共工事の削減、消費の抑制等により収益・景況感の指標は特にマイナス幅が大きく、本県中小企業の景況は総じて低水準である。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### パン製造業

8月は例年暑中、お盆、学給・学校の休暇等々業界にとっては悪材料が多い。衛生管理や製造・製品の管理にも多大の気を配らなければならない。昨年同様の落ち込みは回復出来ず難しい状況が続いている。

##### 麺製造業

今年の夏は忙しかった。暑さが続いたせいもあって麺類が全般的に動いた為、フル稼働でした。お中元も企業からの注文が戻り、昨年の1.5倍～2倍の注文が入り景況の回復の兆しが見えた夏であった。

##### 木材・木製品製造業

一般戸建住宅の着工数の減少で前年同月比13%の売上減となる。県産木材使用よりも住宅会社は品質が安定し入手しやすい輸入材使用の傾向が強い。

##### 生コンクリート製造業

出荷量は依然として低迷しているが、前月より若干持ち返し90.32%となった。

##### 野菜果実卸売業

取扱数量は前年同月比102.85%(6,294t)、取扱金額は同88.60%(1,021百万円)、トン当たり単価は同86.14%(162千円)であった。

##### 家庭用機械器具小売業

夏物商品の売上が増加したが、全体的に変わず。量販店との価格差が大きく、業界の環境は厳しい状態に変わりありません。

##### 自転車小売業

(1)1～8月101%(組合員)、(2)1～8月=91%(スーパー)、合計93%となり、数字的に見れば合計7%の落ち込みだが、利益率の高いスーパーの減少が続き、組合運営上は非常事態宣言である。

##### 商店街等(久慈市)

経験則に依れば、年末、8月は盛り上がり、年中でも1～2番の売上がある筈(?)であるが、全然。お盆中はやや商いにはなったが、線香花火のように一瞬だけ。こんな8月を経験したことなし。全くの不況。

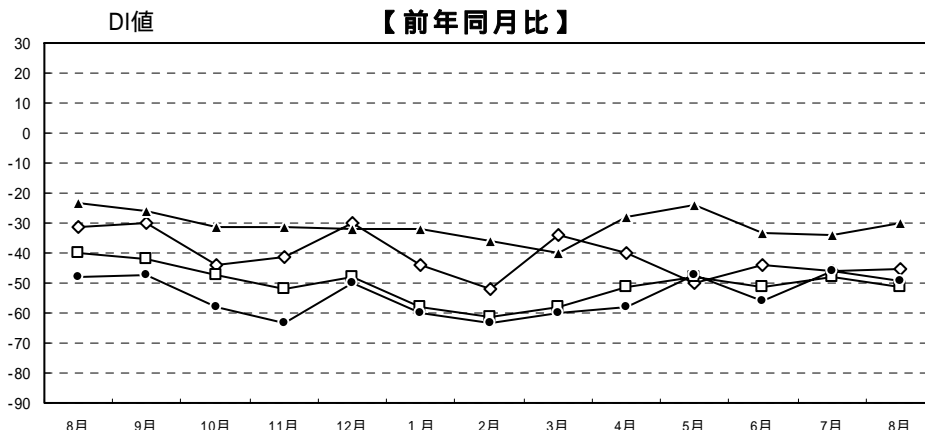
##### 板金工事業

依然として景況が低迷しており、受注量が少ない為、工事の値崩れが、一向におさまらず、更に経費の節約をして、猛暑の中頑張っている状況です。

##### 建物サービス業

相変わらず請負金額等取引条件は厳しくなる一方で、更に「指定管理者制度」の問題など例年にない課題が山積...という感じである。

#### 売上等の動向(全業種DI値)



**景気動向指数**  
 DI (デイクイジションインデックス) 値  
 DI 値は「好転」業種割合から「悪化」業種割合を差し引いた数値  
 ... 売上受注  
 ... 収益状況  
 ... 資金繰り  
 ... 景況





夕暮れの「俳句あんどん」

## 協同組合湯本商店会

理事長	柳沢 安雄
組合員数	20名
出資金	9,064,000円
住所	和賀郡湯田町湯本30-40-1
電話	0197-48-2230

### 自分たちの競争力を見つめ直しての経営戦略

奥羽山脈の山懐に抱かれた和賀川の清流に沿って旅館が立ち並ぶ湯本温泉は、江戸時代 - 万治元年に発見されたと伝えられ、俳聖・正岡子規が投宿したことで知られています。また、季節の移ろいがはっきりと感じられ、四季折々の自然が楽しめる名所としても有名です。

近年、この湯本温泉で「協同組合湯本商店会」を中心とする新たな動きが活発になっています。

「協同組合湯本商店会」は、温泉旅館を中心に商店・飲食店で構成する、昭和34年に設立された県内でも有数の歴史ある組合のひとつですが、全国レベルでの観光地低迷の例に漏れず、客数の減少により看板を降ろす店が後を絶たない状況にありました。

このような状態を打破するため、従来の「待ち」の姿勢から、湯本に根差した「四季」「自然」「文芸」を結びつける強力な集客の仕掛けづくりを求める気運が高まります。

その契機となったのは、組合の共同広告事業を担当する組合青年部のメンバーです。世代交代が進んだ平成13年、青年部の構成員が新たに入れ替わるとともに、湯本への深い愛着を胸に、この地で商売をしていく決意を固めたメンバーは、これまで組合を支えてきた組合員と一致団結し、「湯本温泉活性化」をスローガンとして、積極的な活動を開始。地域が有する「四季」「自然」「文芸」という財産を見つめ直し、かつて正岡子規が愛し多くの俳人を生み出した、四季折々の「季語」情緒が楽しめる「俳句の里」としてのイメージ戦略を、さらに強力で打ち出します。

### 活性化に向けた青年部の取り組み

俳句愛好家の集客を戦略のフィールドに設定した組合は、全国で300万人とも言われる俳句人口に訴える具体的な取り組みを次々と展開していきます。

まず、本会の助成事業による「行灯式手づくり看板」に着手。温泉地としての情緒づくり、店頭看板の統一化による景観の整備を目的としたこの取り組みは、その作成を地元の業者とともに行うことで、これから進む方向性に対する町ぐるみでの意思統一の形成に大きく貢献しました。

この「行灯式看板」は、観光客の評判はもとより地元の住民にも好評を得て、更なる進化を遂げていきます。湯本では、湯本温泉協会が主催する俳句大会が毎年7月に開催されており、「行灯式看板」による景観整備に手応えを得た組合は、大会で入選した俳句を行灯に書き入れ、年間を通じて街区に展示するというアイデアを実行に移します。

湯本の商店街は、店と民家が混在しているという特徴を持ち、路地裏に一步踏み出すと、排水溝から立つ湯煙が何とも言えない温泉情緒を醸し出しています。そこで、地域で暮らす人々に強く働きかけ、好評を得た「行灯式看板」をベースとする「俳句あんどん」を、温泉街の景観統一のため、各民家に門灯として設置する協力を仰ぎます。この試みは、俳句愛好家たちの関心を大いに刺激して、大会への参加者を増加させました。

平成16年度には、「湯けむり俳句ing」と名付けたホームページを開設。Webを通じて湯本温泉を全国に広く情報発信しました(中央会支援事業を活用)。今年に入っては、「峠の俳句」コンテスト(湯本観光協会主催)を企画・開催。インターネットなどを通じて、入選60句を「俳句あんどん」として街区に展示することを広告し、俳句を募集しました。俳句の応募は、締切前の段階で全国各地から数千件を超えているとのことです(17年度も中央会支援事業を活用)。

現在は、全国から寄せられたデータを今後の財産とするとともに、集客はあくまでも手段であるとの共通認識のもと、商業者とそこで暮らす住民の連携を深めながら、温泉を訪れた人々に商店街が満足とサプライズを提供することで、町全体が活性化するという基本コンセプトの実現に向けて、個店それぞれの競争力を高めるべく、次々と新たな企画に着手しています。

## 組合運営 Q&A

本稿では、組合を運営していくうえで生じやすいと思われる質問・疑問について、一問一答形式でお答えしていきます。

Q．組合員から出資証券を紛失してしまったとの連絡を受けました。  
その際にとるべき手続きについて教えてください。

A．組合の出資証券は、市場性（流通性）を有する証券ではありませんので、一般の有価証券と同様に取り扱う必要はなく、例えば、預金通帳や領収書などの紛失の場合と同様に、組合員に紛失届を提出させ、それにより組合は新たに証券を再交付するだけで差し支えないと思われれます。

## 組 織 化 動 向

### バイオマスエネルギー協同組合

廃木材の有効利用として、今後各地に設備されるバイオマス発電・ボイラー施設への廃木材の安定供給や、廃木材の安定処理・廃木材のリサイクル・廃木材再生品の利用促進など、循環型社会の形成・廃棄物再利用の促進に貢献することを目的に設立。

理事長	佐藤 亮厚	出資金	100万円
住 所	盛岡市	組合員	5人
事 業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バイオマス製品及び商品の共同販売</li> <li>・バイオマス製品及び商品の共同保管</li> <li>・バイオマス製品及び商品の調査、研究、開発又は市場の開拓</li> </ul>		

## 会 員 動 向

### 盛岡中央工業団地協同組合

#### 盛岡中央工業団地祭り

9 / 3

盛岡中央工業団地内で、試食コーナー、バザー、インターネット、そば打ち等の体験コーナーや、スタンプラリーといったイベントが盛り沢山の「盛岡中央工業団地まつり」が開催された。およそ5千人が参加し、賑わった。

### 岩手県電気工事業工業組合

#### 岩手電気工事会館落成披露

9 / 30

岩手県電気工事業工業組合（平野善嗣理事長）で岩手電気工事会館を新築。落成披露記念パーティーがホテルメトロポリタン盛岡・ニューウイングにて盛会に催された。



### 【中央会主催事業等のスケジュール】

月 日・時 期	内 容	担 当 部
10月15～19日	創立50周年記念大連経済事情視察 訪問先 中華人民共和国 遼寧省 大連市	市場開発部
10月26～27日	組合女性職員研修会 場所 ホテルニュー江刺等	総務企画部
10月28日(金)	市場創出・販売開拓セミナー 場所 ホテル ルイズ 時間 13:30～	市場開発部
11月10日(木)	岩手県中小企業団体中央会 創立50周年記念式典 場所 ホテルメトロポリタン盛岡「ニューウイング」 時間 13:00～	総務企画部

### 主要日誌 (9月1日～9月30日)

中央会主催・関連事業	関係機関・団体主催行事への出席等
・地域中小企業振興に関する要望書提出 (9/7)	・盛岡地域地場産業振興センター機能強化委員会 (9/1)
・第57回中小企業団体全国大会 (9/15)	・盛岡中央工業団地まつり (9/3)
・中小企業連携促進懇談会(盛岡広域地区) (9/22)	・岩手県地域労使就職支援機構運営委員会 (9/12)
・中小企業連携促進懇談会(二戸広域地区) (9/29)	・有限責任事業組合制度(LLP)等説明会 (9/12)
・中小企業連携促進懇談会(花北広域地区) (9/30)	・盛岡市産業振興専門部会 (9/13)
	・消費者施策推進計画説明会 (9/14)
	・組合青年部全国講習会 (9/14)
	・いわて起業家サポーターリングネットワーク情報交換会 (9/15)
	・伊藤勢至氏の岩手県議会議長就任を祝う会 (9/15)
	・第2回岩手県最低賃金合同専門部会 (9/21)
	・(財)岩手県生活衛生営業指導センター理事会 (9/21)
	・岩手県議会商工観光政策研究会研修会 (9/29)
	・貸付審査委員会 (9/30)
	・岩手電気工事会館落成披露記念パーティー (9/30)

### 盛岡人材銀行ニュース <平成17年4月-17年8月分>

(お問い合わせ) 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡人材銀行(019-653-3257)

職業	管 理 職				技 術 職					専 門 職			その他	合計
	総務	経理	営業	他	機械	電気	建築	土木	他	薬剤師	教育	他		
求人	7	9	27	168	13	20	60	38	111	17	14	175	41	700
求職	16	16	39	30	2	7	15	29	35	2	15	67	0	273
就職	2	4	6	12	0	1	9	5	4	0	4	17	1	65